

# 南小学校いじめ防止基本方針

大垣市立南小学校

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 31 年 4 月 1 日改訂

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
いじめ防止対策推進法（第2条）

### (2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

### (3) 学校としての構え

- ・いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつ。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導體制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

#### ※いじめの解消の定義

いじめの解消とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をいう。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月継続している状態。場合によっては長期の期間を設定する。）
- ②被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者との面談等により確認する。）

## 2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感を高める取組）

- (1) 魅力ある学校・学級づくり（「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- (3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する指導

### 3 いじめの早期発見のための取組

- (1) 定期的な教育相談アンケート調査（記名式・無記名式）を実施し、実態を把握する。
- (2) 「生活ノート」「日記」「教育相談アンケート」から、児童の不安や悩みを把握し、教育相談を実施する。（教育相談週間の設置）
- (3) 日常的に教師間で気になる児童の情報の交流をし、共通理解を図ったり、教職員研修の充実を図ったりする。
- (4) 保護者とともに気になる情報を共有し、児童を見守る。
- (5) 諸問題の解決のために、教育委員会や子ども相談センター、学校評議員等との連携を大切に、解決と未然防止に努める。

### 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、  
 養護教諭 ほほえみ相談員  
 学校職員以外（必要に応じて）：PTA会長、学校評議員、民生児童委員、外部機関 等

### 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信</li> <li>・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応）</li> <li>・PTA総会で「方針」説明</li> <li>・全校朝会で、「いじめ未然防止に向けた言葉づかい」啓発（さんづけ・きちんとした受け答え）</li> <li>・「気になること」「いやなこと」はありませんか？の活用（自ら相談できる力の育成）</li> <li>・教育相談アンケート（無記名式・児童）の実施</li> </ul>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート（記名式・児童）の実施、教育相談の実施</li> <li>・自殺予防研修</li> </ul> ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・児童向けネットいじめ研修</li> <li>・教育相談アンケート（記名式・児童）の実施、教育相談の実施</li> <li>・保護者向けネットいじめ研修（5年）</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）</li> <li>・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）</li> <li>・教育相談の実施</li> </ul>	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（ネットいじめも含めた情報モラル研修会・気になる児童への家庭訪問実施）</li> </ul>	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート（記名式・児童）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活目標「仲間のよいところを見つけよう」の取組（児童会、学年の取組）</li> <li>・教育相談アンケート（無記名式・児童）の実施、教育相談の実施</li> </ul>	

	・職員研修会（教育相談）	
1 1 月	・教育相談アンケート（記名式・児童・保護者）、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・職員研修会（いじめ・不登校）	
1 2 月	・「ひびきあいの日」（児童会の発表）いじめに関する DVD 視聴 ・第 2 回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・教育相談の実施	冬季休業中の指導 第 2 回県いじめ調査
1 月	・教育相談アンケート（記名式・児童）の実施、教育相談の実施 ・教職員による次年度の取組計画	
2 月	・教育相談アンケート（記名式・児童）、教育相談の実施 ・第 2 回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・本年度のまとめ及び来年度の計画立案	方針の見直し
3 月	・学校だより等による次年度の取組等の説明	第 3 回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

## 6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめの問題に対して、学年や全校等で、組織的に対応する。
- (3) 「いじめ未然防止・対策委員会」で状況を把握し、必要な場合は外部機関とも連携する。
- (4) 事実に基づき、児童への指導と保護者への説明を行う。
- (5) いじめた児童には、相手の苦しみを理解させ、指導する。
- (6) いじめが悪質な場合は、当該保護者と相談の上、関係機関と連携を図り、指導する。
- (7) 保護者との連携を図り、経過を見守り、継続的な支援を行う。

### 「重大事態」と判断された時の対応

大垣市教育委員会に重大事態の発生を報告

大垣市教育委員会に速やかに報告し、その指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

※児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに大垣警察署に通報し、適切な援助を求める。

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織である「いじめ防止委員会」を設置する。
- ② 「いじめ防止委員会」が中心となり、事実関係を調査し、あきらかにする。
- ③ 調査結果を大垣市教育委員会に報告するとともに、関係者の個人情報に配慮しながら、いじめを受けた児童や保護者に説明を行う。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果や教育委員会の助言をもとに、いじめを受けた児童への支援を行うとともに、保護者と連携して心のケアに努める。
- ⑥ いじめた児童に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改める指導を行う。

## 7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の 2 点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報等の取扱い

### 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、中学校卒業時まで保存する。